## 対馬市広告掲載運用基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、対馬市広告掲載事業要綱(以下「要綱」という。)の運用に関し、 必要な事項を定めるものとする。したがって広告掲載等の可否については、この基準に 基づき判断を行うものとする。

## (規制業種又は事業者)

- 第2条 次の各号に定める事業者の広告は、掲載及び掲出しない。
  - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理 由のある事業者
  - (2)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社再生法(平成 14 年法律第 154 号) による再生・更正手続中の事業者
  - (3)各種法令に違反している事業者
  - (4)法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
  - (5)社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者
  - (6)行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
  - (7)対馬市の入札指名停止を受けている事業者
  - (8)市税等を滞納している事業者
  - (9)その他市長が広告を掲載することを不適当と認める事業者
- 2 次の各号に定める業種の広告は、掲載及び掲出しない。
  - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業及びこれに類する業種
  - (2)貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業及びこれに類する業種
  - (3) 法律に定めのない医療類似行為(整体、カイロプラクティック、エステティック 等)に係る業種
  - (4) その他市長が広告を掲載することを不適当と認める業種

## (掲載基準)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載及び掲出しない。
  - (1)法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
    - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
    - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

- ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供 に係るもの
- (2)公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次 のようなものをいう。
  - ア 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し又は 美化したもの。
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3)基本的人権を侵害するもの又はおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 他の者を誹謗中傷若しくは又は排斥し、若しくは他の者の名誉又は信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの
  - イ 人種・性別・心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又おそれのあるもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの (選挙広告を含む)
  - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党 広告を含む)
- (5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6)社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものいう。
  - ア 個人又は団体の意見広告
- (7)内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものいう。
  - ア 広告主の法人名(法人格を有しない団体の場合は代表者名)が明記されていないもの
  - イ 広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていないもの
  - ウ 代理店、副業、内職、会員の募集等でその目的、内容又は責任の所在が不明 確なもの

- エ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、 返品条件等が不明確なもの
- オ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容 又は施設が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は真実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものなど消費者被害の未然防止及び拡大防止等の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に反するもの
  - イ 誇大な表現(拡大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含む もの
  - ウ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
  - エ 社会的に認められていない許認可、保障、賞、資格等を使用して権威づけよ うとするもの
  - オ 虚偽の内容を表示するもの
  - カ 国家資格に基づかない者が行う療法等
  - キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現の もの
  - ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較 対象商品等として明示又は暗示するもの
  - ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び 第三者が推奨又は保障する記述があるもの
  - コ 他人名義の広告
  - サ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校では ないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
  - シ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなど を推奨、保障、指定等しているかのような表現のもの(国、地方公共団体そ の他の公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを 除く。)
  - ス その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現 (編集記事とまぎらわしい体裁・表現で広告であることが不明確なものを含む。)を含むもの
- (9)青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなもの をいう。
  - ア 水着姿、下着姿及びその他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出しているもの

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- (10)その他広告掲載の対象として適当でないと市長が認めるもの。例えば、次のよう なものをいう。
  - ア 品位を損なう表現のもの
  - イ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
  - ウ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
  - エ 投機を著しくあおる表現のもの
  - オ 占い、運勢判断等に関するもの
  - カ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
  - キ 謝罪、釈明等のもの
  - ク 尋ね人、養子縁組等のもの
  - ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異議を唱える内容のもの
  - コ 科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれ のあるもの
  - サ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
  - シ 国内世論が大きく分かれているもの
  - ス 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第4条 広告の表示内容について、法令により広告の制限を受ける業種等については、 その規定の範囲内で表示すること。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、総務企画 部長が定める。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。